

【論文】

生活保護ケースワーカーによる生活保護受給世帯の子どもに対するソーシャルワーク実践の検討

ークラシック・グラウンデッド・セオリーによる当事者の生活世界からの考察ー

久保田 純

和文抄録

本研究では、クラシック・グラウンデッド・セオリーの研究方法を用いて、生活保護受給世帯の子どもの生活世界の概念化を試み、その明らかとなった生活世界と生活保護受給世帯の子ども・生活保護ケースワーカーについての先行研究を関連づけていくことで、生活保護ケースワーカーによる生活保護受給世帯の子どもに対するよりよいソーシャルワーク実践を考察していくことを目的とした。

分析の結果、生活保護受給世帯の子どもの生活世界として【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】が生成された。この領域密着理論をもとに生活保護ケースワーカーの生活保護受給の子どもへのよりよいソーシャルワーク実践を考察し、生活保護ケースワーカーと生活保護受給世帯の子どもとの「反抑圧実践理論」をもとにした「援助関係」の構築や、生活保護受給の子どもの主体的な「つながり」の構築に向けた「媒介実践論」による支援の必要性を示した。

キーワード：生活保護ケースワーカー、生活保護受給世帯の子ども、生活世界、クラシック・グラウンデッド・セオリー、ソーシャルワーク実践

I 問題の所在と背景

生活保護制度は、経済的な困窮に陥ったクライアントに対する「最低生活保障」と「自立助長」を目的とした制度である。この生活保護制度を運用する職種として、各地方自治体の福祉事務所に属する生活保護ケースワーカーが位置付けられている。生活保護ケースワーカーが実施する「自立

助長」を目指した生活保護受給世帯へのソーシャルワークは、「最低生活保障」と「自立助長」の機能的な分離に向けた議論（船水 2023）もあるが、本研究では「利用者にとっても生活保護ワーカー自身にとっても、人としての尊厳を取り戻し、豊かな人生を再び取り戻すためのより質の高いソーシャルワーク実践が要請されている」（長友 2017: 67）という技術論的立場をとる。

他方、近年「子どもの貧困」が社会的に顕在化してきたことに伴い、生活保護受給世帯の子どもへの関心が高まりつつある。厚生労働省（2018）の調査では、生活保護受給世帯の子どもは学習面での課題を抱えていることが多いこと、周囲から

2025 年 12 月 22 日受付／2026 年 7 月 4 日受理
KUBOTA Jun
日本大学文理学部社会福祉学科
E-mail: kubota.jun@nihon-u.ac.jp

孤立する傾向があることなどが指摘されている。加えて厚生労働省（2022）によると、生活保護受給世帯の子どもの進学率は高等学校等進学率が93.7%（一般世帯99.1%）、大学等進学率が39.9%（一般世帯75.2%）となっている。このような状況にある生活保護受給世帯の子どもに対しては、「保護者は複合的な課題を抱えていることが多いとも考えられることから、～より早期から支援者が子どもに対して関わりを持っていくことが重要になる」（厚生労働省 2018: 132）と直接的な支援の重要性が指摘されている。

生活保護における生活保護受給世帯の子どもの取り扱い、山口（2025: 79-89）によると、制度制定当初より小中学校の費用は教育扶助の対象であり、1970年に高校就学について「世帯内就学」が認められ、さらに2005年に「高等学校等就学費」が新設され高校の費用が生業扶助の対象となり、また大学就学は1974年から「世帯分離」の扱いで統一され現在もこの扱いが継続しているとされる。また、近年日本国内で2014年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2023年「子供の貧困対策に関する大綱」が制定されたことなども影響し、生活保護行政でも新たな取り組みが見られている。具体的には2018年「子どもの学習・生活支援事業」（任意事業）の導入や大学進学する子どもへの支給金新設（厚生労働省 2022）、2024年「子どもの進路選択支援事業」開始（厚生労働省社会・援護局保護課 2024: 80）などである。さらに自治体ごとの独自の取り組みとして、生活保護部署内に生活保護ケースワーカーを補助しながら子どもに限定して支援する専門員を配置する福祉事務所（横浜市 2022: 72 など）や、生活保護受給世帯の高校生向けのハンドブック作成や学習塾の費用・大学受験料の助成を実施する福祉事務所（元田 2020: 65-68）も出てきている。

このように生活保護行政で様々な取り組みが拡大しつつある中で、生活保護ケースワーカーが生活保護受給世帯の子どもを支援する際の課題として、「子どもとの接触が難しい、～専門性が不足している等の課題も抱えている」（厚生労働省

2022）との指摘がある。このような課題があるにもかかわらず、生活保護ケースワーカーの生活保護受給世帯の子どもに対するソーシャルワーク実践に焦点化した研究は、データベース CiNii で「生活保護」「子ども」「ソーシャルワーク」を検索した結果（2025年12月1日時点）では、計9件が該当するのみで限定的である¹⁾。

ソーシャルワーク実践を考察する上で、佐藤（2009）は「今日のソーシャルワークは、人間：環境に働きかけるが、この場合の『人間』とは他の人とは違う個別的な『意味の世界』を持つ人である」（佐藤 2009: 45-46）と当事者が持つ意味世界を理解することの重要性を指摘している。さらに久保（2014）は「当事者研究の成果として得られた当事者の知は、従来の科学的とされる研究では見出せなかった知であり、専門知にとっても重要な意味を持つ」（久保 2014: 32）と当事者の視点からソーシャルワーク実践を考察することの意義を述べている。また新保（2014）はソーシャルワーク実践における目指すべき方向性の概念に関して、ソーシャルワーカーが当事者を生活主体としての個人として尊重し、当事者の個別化された意味生活を実現していくためには、一般化された一つの答えではなく、当事者が好意的に意味づけることができる「個別化された決定」（新保 2014: 39）が重要であるとした。その上で、ソーシャルワーカーと当事者の間で共通感覚となりえる「よりよい」（新保 2014: 40）という個別性・多様性を包有できる表現が、ソーシャルワーク実践における目指すべき方向性として妥当であるとした。

これらのことから、本研究では当事者である生活保護受給世帯の子どもの視点を軸に意味世界に即した生活状況、つまり生活世界を明らかにし、明らかとなった生活世界と生活保護受給世帯の子ども・生活保護ケースワーカーの先行研究を関連づけていくことで、生活保護ケースワーカーによる生活保護受給世帯の子どもに対するよりよいソーシャルワーク実践を考察していくことを目的とする。

II 研究方法

本研究では生活保護受給世帯の子どもの生活世界を明らかにするにあたり、クラシック・グラウンデッド・セオリー (Glaser 1978, 志村 2008, 2025) の研究方法を用いる。クラシック・グラウンデッド・セオリーは「インタビューや観察などで組織的に得られたデータを丁寧に分析し、そこから帰納法的に概念を叩き上げる。そしてその概念を中心とした、当該領域で起こっている事象を説明する」(志村 2008: 52) 領域密着理論を生成する研究方法である。そして「先行研究の検討をせずに『当該領域で何が起きているのか』という、いわば漠然とした研究問題を設定する」(志村 2008: 52) という点に特徴があり、現場からの新たな創発的な概念生成を可能としている。この特徴を本研究の目的と照らし合わせ、最適であると判断し、研究方法として採用した。

本研究では、まず理論的標本抽出を実施し、子ども期に生活保護受給世帯に属しており、かつそ

の中で大学へ進学をした研究対象者 3 名にインタビューを行った (内訳は表 1 参照。インタビュー実施順)。3 名の対象者は筆者が研究活動・社会貢献活動を行う中で自ら生活保護受給歴を開示してきた対象者であり、研究参加は活動参加と無関係である旨を説明している。大学へ進学をした対象者に限定したのは、大学進学を果たしているという事実は過去の生活保護受給中の生活世界で何かしらのよりよい状況があった可能性が高く、生活保護ケースワーカーのよりよいソーシャルワーク実践を考察する際に示唆される要因が多く抽出できると考えたためである。インタビューは対面での半構造化面接で実施し、生活保護を受給していた当時の生活世界を明らかにするため、対象者に生活保護を受給していた時期を中心にこれまでの自分自身の人生や、どのように生活保護の受給が生活に影響してきたかを自由に語ってもらった。調査期間は 2024 年 12 月から 2025 年 1 月までで、3 名に対してそれぞれ 1 回実施した。

表 1 調査協力者一覧

	年齢性別	生活保護を受けていた期間	家族構成	回数
1	10 代女性	14 歳～18 歳	父母、姉妹	1 回
2	10 代女性	10 歳～18 歳	母	1 回
3	20 代女性	0 歳～18 歳	母	1 回

次にこのインタビューデータをもとにクラシック・グラウンデッド・セオリーによる分析を行った。まずデータのコーディングを行い、比較分析しカテゴリーを生成した。さらにそのカテゴリーを比較分析し、コンセプトを生成した (オープンコーディング)。そして「すべてのカテゴリーをまとめて説明できる概念」(志村 2025: 88) とされる中核概念を抽出し、次にこの中核概念に関するコーディングを行った (選択的コーディング)。そして、中核概念に基づく選択的コーディングを継続することで、「仮説的にどのように相互に関係しているか概念化するもの」(Glaser 1978: 72) とされる中核概念を中心とした理論

化を進めた (理論的コーディング)。なおこのコーディングや比較分析に際しては、分析ソフトである NVivo 14 を使用した。

そして生活保護受給世帯の子どもの生活世界に関する概念生成が飽和したと判断された時点で、その概念に関連する先行研究を確認しながら生活保護ケースワーカーによる生活保護受給世帯の子どもに対するよりよいソーシャルワーク実践の考察を行った。

III 倫理的配慮

本研究では、調査協力者に研究の趣旨と概念化

されたデータのみを提示するため、個人が特定される情報には言及しないことを説明し、書面で同意を得た上でインタビューを実施した。インタビューは同意の上録音し、その後逐語録として文字データ化した。研究結果は調査協力者に開示し、公表（論文掲載）についても書面で同意を得ている。

また所属する日本大学において研究倫理審査委員会の承認を得て調査を実施した（承認番号 06-94）。

IV 分析結果

インタビュー調査の分析の結果、63 のカテゴ

リーと 15 のコンセプトが生成され、さらに上位のコンセプトとして3つのステージと2つのブリッジ、1つのコンセプト群が浮かび上がった。また継続的に浮上し、かつどのインシデントにも関わるコードである中核概念として【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】が浮上し（表2）、これらの中核概念及びステージ・カテゴリーは理論的コーディングにより図1のようにまとめられた。

以下、表2及び図1をもとに、これらの中核概念及びステージ・カテゴリーの分析結果を述べる。中核概念は【 】、ステージ・ブリッジ・コンセプト群は（ ）、コンセプトは〔 〕、カテゴリーは〈 〉、コードを《 》で表記する。

表2 インタビュー調査分析結果

中核概念	ステージ・ブリッジ・コンセプト群	コンセプト	カテゴリー	代表的なコード
与えられた環境から自ら主体となった環境への変容	貧困・不安定な養育環境に支配される学齢期	絶対的な親の存在	親の言いなり	小さい頃は親の言いなりだった 親に対してビクビクしていた
			親の怒り	親にすぐ怒られた思い出がある 親から手を出されていた
			大事にしてくれる親	親は家事はあまりできないけど大事にはしてくれた
		楽しくなく知らされない家庭環境	教えてもらえない家庭環境	家庭環境の変化について説明されなかった 親の病気のことは詳しく知らない
			家庭での楽しい思い出がない	家族で旅行に行ったこともなくいい記憶も何もない 親とお出かけしても放置された
		貧困・家庭内不和による生活環境の変動	衣食住が保証されない生活	ご飯もあまり食べられていなかった 水道とかガスが止まっていた
			激しい生活環境の変動	気がついたら生活環境が変わっていた 環境の変化が激しくショックで忘れてしまったことが多い
			貧困による家庭内不和	お金がなくて親同士が喧嘩していた 八つ当たりが自分に来ていた
		家庭問題に対する外部の消極的な関わり		いろいろなところに相談したけど親は変わらず 警察に諦められた
		馴染めない小学校での生活		小学校でいじめられた 小学校で勉強はできなかったけどなんとかついていった
	親との不調和と対比して外部の関わりが始まる中学期	アンビバレントな親との関係※	親からの執着	親が自分に執着していた 自分のために親が我慢していると思った
			親との喧嘩	年齢が上がって親に言い返すようになった
			親への拒否感	親と離れたい気持ちになった 親と同居人のように暮らす
			親との関係修復	親に本音をぶつけることができ関係が変わった
		不安定な家庭環境の認識※	家では落ち着いて勉強できない	家庭環境が落ち着かないので勉強に集中できなかった 家で勉強できなかったの で外で勉強した
			家庭内で過度な家事負担があった	親の代わりに家事を手伝った 親の代わりに生活保護の手続きをするようになった
			経済的な困窮の認識があった	自分の家にはお金がないというイメージで嫌だった 娯楽に関わるお金はくれなかった
		学習ボランティアの支え※		中2から学習ボランティアを利用した 学習ボランティアの職員と高校進学について話した
		気まずい中学校での生活	ついていけない勉強	中学校の勉強についていけない 中学校の先生が勉強をフォローしてくれた
			微妙な友人関係	中学校でいじめられた 中学校では仲良い友達ができなかった 中学校では普通に接してくれる人もいた
	友人に家庭環境を話す上での制限※	友人に家庭環境を話す上での制限※	周囲の友達に話せない	周りに生活保護を知っている子はおらず話せない雰囲気 家のことを話せる友達 はできなかった
			生活保護を話せる友人の支え	話の流れで友達に生活保護を受けていることを話す 友達から自分の家について アドバイスをもらった

生活保護ケースワーカーによる生活保護受給世帯の子どもに対するソーシャルワーク実践の検討

	なんとなくから高校進学のための生活保護の認識の変化	なんとなくの認識	なんとなく国からなんかもらっているとはわかっていて 何も言われず突然役所に親とともに行った
		曖昧なイメージ	生活保護 CW はどっかのなんかの人というイメージ お金関係の人というイメージだった
		高校進学を検討の際に知る	高校進学を考える時に生活保護を受けていると知った 高校受験の時にケースワーカーの存在を知った
	経済的困窮による高校進学の際の障壁に対する支援	高校進学検討の遅れ	高校はお金がかかるし働くかなと考えていた 高校進学については最初は何も考えていなかった
		経済的困窮による進路選択への影響	私立高校はお金がかかるからやめた お金がかからない定時制高校を選んだ
		高校進学にあたっての親以外のサポート	高校進学は学習支援ボランティアや親族から情報をもらった 学費相談は親族がサポートしてくれた
		高校進学に関する生活保護 CW の関わり	高校受験の時に連絡が来るようになった 生活保護 CW から学習塾を勧められた
		生活保護サポートの安心感	生活保護から学校に関する費用が出ると聞いて安心した 高校受験の際お金の不安が緩和してよかった
外部との関わりが強化され自ら生活をコントロールする高校期	アンビバレントな親との関係※		
	不安定な家庭環境の認識※		
	学習ボランティアの支え※		
	楽しい高校での生活	初めての友人	高校に入って初めて友達ができた 高校で友達ができた
		部活動への参加	高校で部活を始めた 市役所から部活動の活動費を出してもらった
		高校の先生の積極的関与	高校の先生が生活の方向性を示してくれた 福祉に詳しい高校の先生が親身になってくれた
		自分自身が頑張った	高校に馴染むため勉強を頑張った 高校はすごく楽しかった
	友人に家庭環境を話す上での制限※		
	計画的な高校でのアルバイト	アルバイトの継続	高校でアルバイトを始めた 高校で始めたアルバイトを長く続けた
		計画的なアルバイト給与の使い道	アルバイト代の半分ぐらいを積立にした なるべくお金を使わないように意識した
		将来の目標に向けてのモチベーション	自力更生の目的を立ててアルバイトを頑張った 自立更生計画をモチベにアルバイトを頑張った
	イメージは悪くないが生活が制限される生活保護制度	生活を制限される生活保護制度	アルバイトに厳しい 生活保護を受けていると制限されてやりたいことができない
		特に悪いイメージがない	生活保護のことは名前から察していた 生活保護に対して悪いイメージがない
	高校以降の積極的な生活保護ケースワーカーの関わり	アルバイトに関連する積極的な関わり	生活保護 CW からアルバイトする時に言ってねと言われていた アルバイトを始めてから毎月会っていた
		生活全般に関する精神的フォロー	生活保護 CW が高校生活を気にかけてくれていた 生活全般を気にかけてくれると安心する
		生活保護 CW からの肯定的な関わり	生活保護 CW が受験合格を喜んでくれた 生活保護 CW が気持ちを後押ししてくれた
		自分自身の意思確認	生活保護 CW に自分の意思を確認された 生活保護 CW から強引に言われたことはない
		親と生活保護 CW の密な関係	生活保護 CW に母が生活状況を報告していた 生活保護 CW が自分のことで親と探っていた
	個性に左右されるが頼りになることもある生活保護ケースワーカー	お世話になっているという意識	あまり好きじゃなかったけど助けてもらっているという意識があった とりあえず助けてくれる人
		家庭に関わってくれる人	生活保護 CW は家庭事情をわかっていてくれて話しやすかった 自分の家の状況をどうにかしてくれる人
		自分を見つけてくれた人	自分のことを見つけてくれるのは生活保護 CW しかない 生活保護 CW から影響を受けた
		頼りになる	大学受験で生活保護 CW がとても頼りになった 知らない制度を教えてくれると頼りになると感じる
		柔軟で感情が見えるといい	感情が見えると関わりやすい 人によって対応が変えられる柔軟さがあるといい
		生活保護 CW の個性の違い	生活保護 CW は個性による違いがあった 担当が変わりしつかり制度を説明してくれて印象が変わった
		高圧的だと話しにくい	高圧的な CW には心を開きづらい 相談しにくい CW だと本当のことじゃないことを話してしまう

親以外の関わりによる大学進学検討		漠然とした将来への不安	就職して一人で生きていけるか不安に思った 生活保護だから大学には行けないと思っていた
		頼りにならない親	親からは大学に関する経済的援助はできないと言われた 親は大学の経験がないためわからない
		高校の友人の影響	周りの子が大学受験するのでなんとなく大学を意識した 周りの友達を参考に大学受験を考えた
		大学進学への生活保護CWの積極的な関わり	生活保護CWが大学受験を勧めてくれた 生活保護CWと大学費用のことで密なやりとりをした
		親戚からの応援	親戚が大学受験を応援してくれた 進路については親戚に相談していた
		塾以外での受験勉強	高校の夏期講習などで大学受験の勉強をした 塾にはお金がなくて行けなかった
		自分で行う奨学金の手続き	高3の夏に奨学金について教えてもらった 大学入学金の奨学金などの手続きを自分でした
固定化される家族要因	親の不安定な生活状況	社会的に孤立する親	親が親同士のコミュニティに入っていけない 親が他の人を頼れずに抱え込んでいた
		生活保護受給後の体調の安定	親が継続通院するようになって少し落ち着いた いろんな要因があって親が少しずつ落ち着いてきた
	兄弟からの精神的な支え		学校で嫌なことがあっても兄弟で慰め合っていた 同じ経験をしている兄弟の存在が大きかった
	家庭外の親族による積極的な支え	親族の精神的な支え	親以外の親族の関わりは楽しかった 親戚が近所にいて関わってくれた
		祖父母の積極的な支え	祖母がいろいろなところに連れていってくれた 祖母が自暴自棄になりそうな時に諫めてくれた

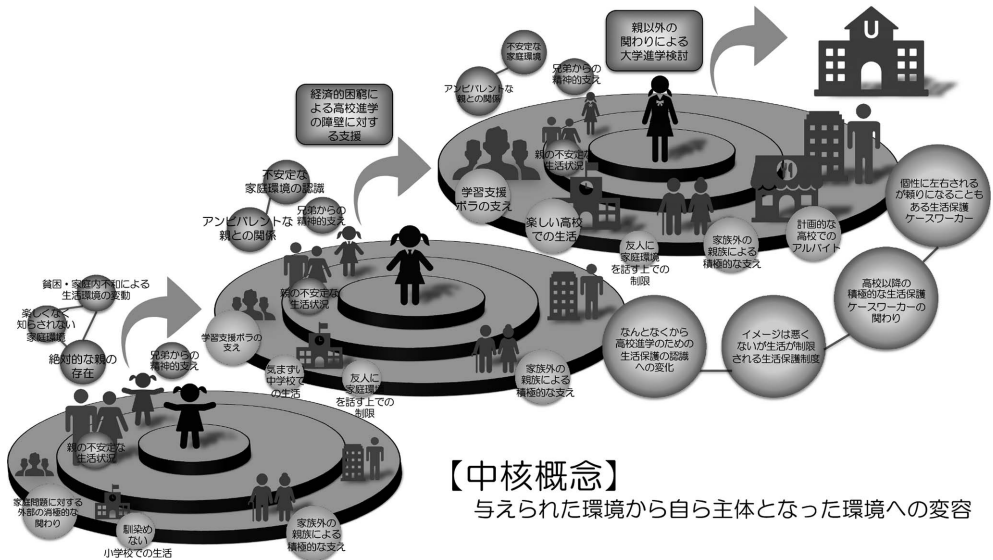


図1 【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】概念図

1. 中核概念：【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】

本研究で継続的比較分析から創発された中核概念は【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】である。

図1は【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】の第1ステージから第3ステ

ージまでの時間的な流れを表したものである。生活保護受給世帯の子どもは、継続するコンセプト群である（固定化される家族要因）の影響の下で親の生活状況に影響を強く受け、受け身の状態で第1ステージである（貧困・不安定な養育環境に支配される学齢期）を過ごしていた。そして生活状況の安定とともに親との関係性が変容し始め

る第2ステージの（親との不調和と対比して外部の関わりが始まる中学期）を過ごし、ブリッジとして高校進学に向けて（経済的困窮による高校進学の障壁に対する支援）を受けていた。その上で自らの意思で家族外の関係性を広げ、第3ステージの（外部との関わりが強化され自ら生活をコントロールする高校期）からブリッジである（親以外の関わりによる大学進学検討）により、大学進学を果たしていた。つまり【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】とは、生活保護受給世帯の子どもが、親から与えられた受け身の環境から、社会（支援者や友人等）との良好な相互作用を経て、他者との関わりを主体的に増やしていき、自立に向かっていくプロセスである。

2.（貧困・不安定な養育環境に支配される学齢期）

【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】における第1ステージは（貧困・不安定な養育環境に支配される学齢期）であり、この第1ステージは「絶対的な親の存在」「楽しくなく知らされない家庭環境」「貧困・家庭内不和による生活環境の変動」「家庭問題に対する外部の消極的な関わり」「馴染めない小学校での生活」のコンセプトによって構成される。

・【絶対的な親の存在】

生活保護受給世帯の子どもは、学齢期までは「親の言いなり」の状況にあり、また《親にすぐ怒られた思い出がある》など「親の怒り」を受けていた。一方で「大事にしてくれる親」という側面もあり、生活保護受給世帯の子どもは学齢期まで「絶対的な親の存在」を認識していた。

・【楽しくなく知らされない家庭環境】

一方で《家庭環境の変化について説明されなかった》など「教えてもらえない家庭環境」という状況に置かれており、また「家庭での楽しい思い出がない」学齢期を過ごしていた。このように「楽しくなく知らされない家庭環境」で育ったと認識していた。

・【貧困・家庭内不和による生活環境の変動】

また貧困や生活変動、家庭内不和などの状況を経験しており、まず《ご飯もあまり食べられていなかった》などの「衣食住が保証されない生活」を送っていた。加えて、〈激しい生活環境の変動〉の中で、〈貧困による家庭内不和〉の状況も経験していた。このように「貧困・家庭内不和による生活環境の変動」の生活世界を認識していた。

・【家庭問題に対する外部の消極的な関わり】

このような家庭環境のもとで育ちながら、《警察に諦められた》など学齢期における家庭に対する外部の関わりは薄いと感じており、「家庭問題に対する外部の消極的な関わり」を認識していた。

・【馴染めない小学校での生活】

また家庭環境が不安定なことから落ち着いて小学校に通学することができず、《小学校でいじめられた》などの「馴染めない小学校での生活」という認識を持っていた。

3.（親との不調和と対比して外部との関わりが始まる中学期）

次の第2ステージは（親との不調和と対比して外部の関わりが始まる中学期）であり、このステージでは「アンビバレントな親との関係」「不安定な家庭環境の認識」「学習ボランティアの支え」「気まずい中学校での生活」「友人に家庭環境を話す上での制限」「なんとなくから高校進学のための生活保護の認識の変化」のコンセプトで構成される。

・【アンビバレントな親との関係】

中学期になると親との関係が変容していた。まず《親が自分に執着していた》などの「親からの執着」が強く認識される一方で、《年齢が上がって親に言い返すようになった》などの「親との喧嘩」や「親への拒否感」と親への反発心を強く持つようになっていた。ただその中で《親に本音をぶつけることで関係が変わった》などの「親との関係修復」を行っていた。このように、中学期になると親との関係性は複雑な要素が絡み合い不安定さが顕著となり、「アンビバレントな親との関

係]を強く認識していた。この〔アンビバレントな親との関係〕は、次の高校期のステージでも継続して認識されるカテゴリーである。

・〔不安定な家庭環境の認識〕

次いで、自分自身の家庭環境を客観的に認識し始めていた。〈家では落ち着いて勉強できない〉ことを認識し、さらに年齢が上がることで家事負担を任されるようになり〈家庭内で過度な家事負担があった〉と認識するようになる。そして《自分の家にはお金がないというイメージで嫌だった》などの〈経済的な困窮の認識があった〉と貧困状況を把握するようになっていた。このように自分自身の家庭の状況を客観的に把握し始める〔不安定な家庭環境の認識〕が出現していた。この〔不安定な家庭環境の認識〕も次の高校期のステージでも継続的に認識されている。

・〔学習ボランティアの支え〕

またこの中学期より、生活保護ケースワーカーからの勧めなどで学習支援事業などを利用するようになっており、その中で《中2から学習ボランティアを利用した》など、〔学習ボランティアの支え〕が認識されている。

・〔気まずい中学校での生活〕

そして小学校に引き続き中学校でも居心地の悪さを認識しており、〈ついていけない勉強〉という認識があり、また《中学校では仲良い友達ができなかった》というような〈微妙な友人関係〉があった。このように中学期でも、学力的な遅れやうまくいかない友人関係の中で〔気まずい中学校での生活〕を認識していた。

・〔友人に家庭環境を話す上での制限〕

また友人関係の中で自身の家庭環境を話すことへの躊躇が認識されるようになり、〈周囲の友達に話せない〉という認識を持っていた。一方でそのような認識の中でも話せる友人も出現しており、《話の流れで友達に生活保護を受けていることを話す》など、自身の家庭環境を話せた場合には大きな支えになったという認識を持っていた。このように〔友人に家庭環境を話す上での制限〕を認識していた。この〔友人に家庭環境を話す上での制限〕も次の高校期のステージでも継続的に

認識されている。

・〔なんとなくから高校進学のための生活保護の認識の変化〕

生活保護を受給していることや生活保護制度について、中学期に初めて具体的な認識として変化が生じていた。高校受験期までは生活保護を受給していることを〈なんとなくの認識〉で捉えており、また生活保護ケースワーカーに対して〈曖昧なイメージ〉を持っていた。しかし高校受験を控えるにあたって、生活保護のことを〈高校進学の検討の際に知る〉という状況が出現していた。このように中学期において、生活保護制度や生活保護ケースワーカーを初めて明確に認識する〔なんとなくから高校進学のための生活保護の認識の変化〕が生じていた。

4. (経済的困窮による高校進学の際壁に対する支援)

第2ステージと第3ステージのブリッジである(経済的困窮による高校進学の際壁に対する支援)は、5つのカテゴリーで構成される。

まず《高校はお金がかかるし働くかなと考えていた》と経済的な困窮の認識や家庭環境の不安定さなどが影響し自分の将来を考えることができず、〈高校進学検討の遅れ〉が生じていた。また遅れながら高校進学を具体的に検討し始めた際には〈経済的困窮による進路選択への影響〉が存在した。そのような状況の中でも、〈高校進学にあたっての親以外のサポート〉があり、加えて《高校受験の時に(生活保護ケースワーカーから)連絡が来るようになった》と〈高校進学に関する生活保護ケースワーカーの関わり〉が始まっていた。これらのサポートを受ける中で〈生活保護サポートの安心感〉が生まれ、高校進学を果たしていた。

5. (外部との関わりが強化され自ら生活をコントロールする高校期)

そして第3ステージは(外部との関わりが強化され自ら生活をコントロールする高校期)であり、中学期から継続する〔アンビバレントな親と

の関係〕〔不安定な家庭環境の認識〕〔学習ボランティアの支え〕〔友人に家庭環境を話す上での制限〕に加え、〔楽しい高校での生活〕〔計画的な高校でのアルバイト〕〔イメージは悪くないが生活が制限される生活保護制度〕〔高校以降の積極的な生活保護ケースワーカーの関わり〕〔個性に左右されるが頼りになることもある生活保護ケースワーカー〕のコンセプトで構成される。

・〔楽しい高校での生活〕

まず、自ら選択して進学した高校は有意義な学校生活が送れるようになっていた。まず《高校に入って初めて友達ができた》というように〈初めての友人〉と呼べる存在ができ、さらに〈部活動への参加〉も実現していた。またこの高校期では、高校の先生が生活面や進路面の相談に乗ってくれたことで大きな存在になっており、〈高校の先生の積極的関与〉が生活世界に出現していた。そして《高校に馴染むために勉強を頑張った》と〈自分自身が頑張った〉ことにより、〔楽しい高校での生活〕が送れたと認識していた。

・〔計画的な高校でのアルバイト〕

そして高校入学後にアルバイトをするようになっており、〈アルバイトの継続〉が生活世界の中で大きな意味を持つようになっていた。そしてアルバイトをするにあたっては《アルバイト代の半分ぐらいを積立にした》など、〈計画的なアルバイト給与の使い道〉を实践していた。さらに〈将来の目標に向けてのモチベーション〉を感じながらアルバイトをしており、〔計画的な高校でのアルバイト〕を認識していた。

・〔イメージは悪くないが生活が制限される生活保護制度〕

高校期になると、後述する生活保護ケースワーカーとの関わりが増える中で、生活保護制度への認識が高まり、その中で〈生活を制限される生活保護制度〉という認識を持つようになっていた。一方で生活保護に対して〈特に悪いイメージがない〉という認識も併せ持っており、〔イメージは悪くないが生活が制限される生活保護制度〕という認識を持つようになっていた。

・〔高校以降の積極的な生活保護ケースワーカーの関わり〕

加えて高校期になると、《生活保護ケースワーカーからアルバイトする時に言ってねと言われた》などの生活保護ケースワーカーの〈アルバイトに関連する積極的な関わり〉が生じていた。また関わりが増える中で、生活保護ケースワーカーによる〈生活全般に関する精神的フォロー〉、〈生活保護ケースワーカーからの肯定的な関わり〉を感じるようになっていた。さらに《生活保護ケースワーカーに自分の意思を確認された》などの〈自分自身の意思確認〉をしてもらえたという認識や、〈親と生活保護ケースワーカーの密な関係〉という認識を持つようになっていた。このように高校期には〔高校以降の積極的な生活保護ケースワーカーの関わり〕が認識されていた。

・〔個性に左右されるが頼りになることもある生活保護ケースワーカー〕

このように生活保護ケースワーカーに対する認識も強くなる中で、〈お世話になっているという意識〉を持つようになっていた。さらに〈家庭に関わってくれる人〉、《自分のことを見つけてくれるのは生活保護ケースワーカーしかいない》などの〈自分を見つけてくれた人〉、〈頼りになる〉というような肯定的な認識を持つようになっていた。一方で、〈柔軟で感情が見えるといい〉、〈生活保護ケースワーカーの個性の違い〉、〈高圧的だと話しにくい〉というように、生活保護ケースワーカーに対して否定的な認識も持つようになっていた。このように関わりが増えた生活保護ケースワーカーに対して、〔個性に左右されるが頼りになることもある生活保護ケースワーカー〕という認識を持つようになっていた。

6. (親以外の関わりによる大学進学検討)

第3ステージから大学進学に至るブリッジである(親以外の関わりによる大学進学検討)は、7つのカテゴリーで構成される。

まず高校期に進路を検討するにあたり、〈漠然とした将来への不安〉を抱え、併せて《親は大学の経験がないためわからない》などの〈頼りにな

らない親〉の存在も認識していた。そのような状況の中で、〈高校の友人の影響〉があり、また〈大学進学への生活保護ケースワーカーの積極的な関わり〉、〈親族からの応援〉なども加わり、大学受験を検討するようになっていた。実際の大学受験は、《高校の夏期講習などで大学受験の勉強をした》などのように〈塾以外での受験勉強〉をしつつ、〈自分で行う奨学金の手続き〉を実施しながら大学入学を果たしていた。

7. (固定化される家族要因)

最後に第1ステージから第3ステージを通して変動することのなかったコンセプト群として(固定化される家族要因)があり、〔親の不安定な生活状況〕〔兄弟からの精神的な支え〕〔家庭外の親族による積極的な支え〕のコンセプトによって構成される。

・〔親の不安定な生活状況〕

まず親の生活状況が継続的に不安定であり、《親が他の人を頼れずに抱え込んでいた》などの〈社会的に孤立する親〉という認識を持っていた。反面〈生活保護受給後の体調の安定〉はあるものの、精神疾患や慢性疾患などの疾病により低めで安定しているという認識により、〔親の不安定な生活状況〕が長期にわたって継続しているという認識を持っていた。

・〔兄弟からの精神的な支え〕

上記のように親は不安定な生活状況が継続しており頼ることが難しい状況の中、兄弟がいる場合は《学校で嫌なことがあっても兄弟で慰め合っていた》などの〈兄弟からの精神的な支え〉があるという認識であり、学齢期から高校期にかけて継続して認識されていた。

・〔家庭外の親族による積極的な支え〕

また親族や祖父母が近隣にいる場合、《親戚が近所にいて関わってくれた》などの〈親族の精神的な支え〉や〈祖父母の積極的な支え〉があるという認識を持っており、この認識も学齢期から高校期にかけて継続して認識されていた。

V 考察

1. 貧困と社会的排除の結びつき

本研究では、3名の調査対象者の生活世界に関する領域密着理論として【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】が生成された。この生活世界について、同様に当事者インタビューを実施した先行研究との比較を行う。

本研究で明らかとなった領域密着理論では、学齢期の〔貧困・家庭内不和による生活環境の変動〕〔馴染めない小学校での生活〕、中学期の〔気まずい中学校での生活〕、中学期～高校期での〔友人に家庭環境を話す上での制限〕など、生活基盤の不安定さやそれに起因する小中学校での居心地の悪さ、友人関係への影響などが生成された。

これは林(2016)が整理した「幼少期から中学校時代にかけて経済的困窮を起因のひとつとして家庭内不和や離婚、引越しを経験しており、家庭生活が不安定なものであった」(林 2016: 147)、「学業や部活動、友人関係に重点がおかれた学校において、よりどころが形成されていない」(林 2016: 147)や、小西(2003)が整理した「転校し、新しい環境に移った際に、なかなか馴染めず、その学校生活はつらいものであった」(小西 2003: 14)、「生活保護に対しては、漠然とした思いながら、やはり『受けたくない。友達には言っていない』という印象を持っており、『恥ずかしさ』を伴うものであった」(小西 2003: 16)と共通点が見られた。

これらの共通点より、生活保護受給世帯の子どもの生活世界には、安定しない家庭環境と貧困状況の中で小中学校に馴染めず、友人関係や進路選択にも制限が出る中で、「相対的貧困にあることが子どもを子どもの社会から排除されるリスクが高いこと」(阿部 2012: 372)とされる、これまでの研究で繰り返し指摘されてきた「貧困と社会的排除の結びつき」が表出しやすい構造があると考えられる。

2. 主体的な「つながり」の形成

また本研究で明らかとなった領域密着理論では、中学期～高校期にかけての〔学習ボランティアの支え〕、高校期に見られる〔高校の先生の積極的関与〕、〔計画的な高校でのアルバイト〕、高校から大学への移行期の〔高校の友人の影響〕など、中学期以降に見られる同居家族以外の支援者の存在が生成された。

学習支援事業に関しては松村（2020）が「学力・成績にとどまらない、自信や自己肯定感、意欲、将来の見通しなど、不利や困難といった逆境に抗うレジリエンスを構成する多様な効果を得ることができている」（松村 2020: 116）としており、本研究の〔学習ボランティアの支え〕と共通点がある。また学校教員ヘインタビュー調査を行った吉住（2019）は「生徒の進学を後押しするために、教員が苦慮している」（吉住 2019: 95）としており、本研究で明らかになった〈高校の先生の積極的関与〉と共通点が見られる。このような関わりがある中で、林（2016）の「家族以外の場所で自己肯定感や自己効力感を獲得できず、家庭でのみ獲得していくうちに、ますます彼らは家庭にひきつけられる」（林 2016: 147）とした中学期以降家庭への準拠を強めるという指摘に対して、本研究では中学期以降〔アンビバレントな親との関係〕を持ち、家庭への準拠を強めるのではなく、親との関係性に一定の距離を持つように変化していた。

つまり親以外の多様な主体からの支援を受けることで高校進学ならびに大学進学を果たしており、このことは主体的に生活保護受給世帯の子どもが「つながり」を構築していった結果であると考えられる。「つながり」について、森田（2018）は当事者の「つながりたいという意思」（森田 2018: 3）という主体性が必要であり、「意味のある大人との出会い」（森田 2018: 11）が孤立する子どもの回復につながると指摘している。生活保護受給世帯の子どもが教員、友人、アルバイト先の同僚、学習支援ボランティアなど自らがつながりたいと思える人と出会い、主体的に「つながり」を構築していき、家庭への準拠を強

めることなく主体的に自身の生活を構築していくことに結びついていたと考えられる。

3. 生活保護ケースワーカーによる「援助関係」の形成

次に、領域密着理論での生活保護ケースワーカーの関わりと、生活保護ケースワーカーの関わりを言及した先行研究との比較を行う。

まず、三宅（2021）は生活保護ケースワーカーによる関わりを「CW と子どもとの間で『関わりの欠如』が見られた」（三宅 2021: 217）と考察している。さらに長澤（2021）は「（生活保護）ケースワーカーという存在は、ときに自身の親子の〈敵〉という存在としても読み解けるような意味づけ方がなされていた」（長澤 2021: 41）とし、生活保護ケースワーカーが直接関わる中で悪影響について言及している。

一方で、本研究で明らかになった領域密着理論では、〈高校進学に関する生活保護ケースワーカーの関わり〉や〈アルバイトに関連する積極的な関わり〉などの直接的な関わりが生成された。このような関わりは生活保護ケースワーカーの専門性と関連していると考えられ、高木（2021: 4）は生活保護ケースワーカーの専門性を法令などに準じて事務処理を行う「公務員の専門性」と自立助長に向けソーシャルワークを展開する「社会福祉職の専門性」に整理できるとした。この専門性を踏まえると、生活保護ケースワーカーは生活保護受給者が高校に入学した場合の生業扶助などの支給決定やアルバイト収入があった場合の収入認定の事務が求められ、適切に情報を把握する必要がある。これらの直接的な関わりは「公務員の専門性」としての働きかけの側面を持っていると言える。しかし高校進学先の把握やアルバイト収入の把握だけであれば、直接的な関わりをしなくとも保護者を介して確認するだけでも把握は可能であり、三宅（2021）や長澤（2021）が言及した関わりの欠如が生じてしまう可能性は否定できず、関わりを持ったとしても直接関わることによる悪影響が生じることもあり得る。

しかし本研究の領域密着理論では直接的な関わり

りが実施された上に、〈自分を見つけてくれた人〉〈頼りになる〉なども生成されており、関わりにおいて悪影響は生じていない。これは「援助関係」（高城 2020）の構築を目指した関わりであったことが要因として考えられる。生活保護ケースワーカーの「社会福祉職の専門性」に含まれるものとして「援助関係」の構築があり、この「援助関係」を高城（2020）は「真の意味でワーカーとクライアントの双方に関係という橋を架けるとなるということであり、ともに援助過程を歩み、実際の協働作業を具現化する」（高城 2020: 95）関係であるとしている。

つまり本研究の領域密着理論では、生活保護ケースワーカーは単なる支給決定上での把握のための関わりにとどまらず、「援助関係」を目指した直接的な関わりを展開したと考えられる。

4. 生活保護ケースワーカーの「つながり」構築に向けた支援

本研究で明らかとなった領域密着理論から考察してきた内容を踏まえて、生活保護ケースワーカーによる生活保護受給世帯の子どもに対するよりよいソーシャルワーク実践を考察する。

まず、本研究の領域密着理論から導き出される生活保護ケースワーカーと生活保護受給世帯の子どもとの「援助関係」はよりよい支援の基盤となると考えられる。一方で〈生活保護ケースワーカーの個性の違い〉〈高圧的だと話しにくい〉なども生成されており、「援助関係」の構築が属人的、偶発的に生じた可能性を否定できないため、生活保護ケースワーカーが意図的に「援助関係」の構築を目指す必要があると考える。意図的な生活保護受給世帯の子どもとの「援助関係」の構築を考える上で、「反抑圧実践理論」（栄留 2018）が参照できる。栄留（2018）は「反抑圧実践理論」を「子どもへの『抑圧』を理解し、そして自己の立場性・かかわりについて批判的に内省し、抑圧に加担していないか考察する『反省的实践・再帰性』」（栄留 2018: 10）が求められる理論であり、具体的には「（子どもへの）意向を聴くだけでなく、情報を子どもと共有し、ケースの進め

方、守秘の方針など子どもと相談しながらすすめていく」（栄留 2018: 11）必要があるとしている。「貧困と社会的排除の結びつき」が表出しやすい構造のもとにある生活保護受給世帯の子どもに対する意図的な「援助関係」の構築を目指す上で、生活保護ケースワーカーが「反抑圧実践理論」をもとに関わりを持つことが必要であると言える。

また生活保護受給世帯の子どもの主体的な「つながり」の構築と生活保護ケースワーカーの関わりとの関連は、〔学習ボランティアの支え〕での生活保護ケースワーカーからの情報提供はあるものの、今回の領域密着理論では明確な関連性は見出すことができていない。しかし《自分のことを見つけてくれるのは生活保護ケースワーカーしかない》というように、「公務員の専門性」により生活保護ケースワーカーは高校進学タイミングで生活保護受給世帯の子どもとの関わりを持つことが必然であり、生活保護ケースワーカーは初めて関わる外部の支援者となり得る可能性が高い。そのため、「つながり」の構築を偶発的なものとせず、生活保護ケースワーカーが意図的に生活保護受給世帯の子どもとの主体的な「つながり」の構築に向けた支援を展開する必要があると考える。主体的な「つながり」の構築に向けた支援においては、ソーシャルワークにおける「媒介実践論」（岩間 1996）が参照できると考える。岩間はこの「媒介実践論」を「クライアントとシステムを『対等に向かい合わせること』」（岩間 1996: 72）としており、さらに「媒介し続けること」（岩間 1996: 75）を重視する理論であり、この理論による実践でクライアントとシステムを結びつけることが可能になるとしている。そのため、生活保護受給世帯の子どもとの主体的な「つながり」の構築に向けた支援として、生活保護ケースワーカーは「媒介実践論」を枠組みとして援用し、生活保護受給世帯の子どもが「つながり」たいと思う対象（例えば、教員、学習支援ボランティア、他機関の支援者など）を共に見つけ出し、さらにその対象と連携しながら強固な「つながり」の構築に向けて支援することが必要であると

考える。

Ⅵ おわりに

本研究では、クラシック・グラウンデッド・セオリーの研究方法を用いて、生活保護受給世帯の子どもの生活世界の概念化を試み、領域密着理論として【与えられた環境から自ら主体となった環境への変容】が生成された。この領域密着理論をもとに生活保護ケースワーカーの生活保護受給世帯の子どもへのよりよいソーシャルワーク実践を考察し、生活保護ケースワーカーによる生活保護受給世帯の子どもとの「反抑圧実践理論」をもとにした「援助関係」の構築や、生活保護受給世帯の子どもの主体的な「つながり」の構築に向けた「媒介実践論」による支援の必要性を示した。このように、生活保護受給世帯の子どもの生活世界から生活保護ケースワーカーのよりよいソーシャルワーク実践を考察したことは、一定の価値が見出せると考える。

しかしこれらはあくまで本研究で調査した3名の対象者の領域密着理論からの考察である。また本研究では大学進学を果たした対象者を選定したことから、大学進学に関連した領域密着理論となったが、生活保護受給世帯の子どものすべてが大学進学を目標とするわけではなく多様な自立が存在すると考える。そのため、今後さらに数多くの対象者への調査、また対象者の選定を拡大した上で概念自体をより精査し、生活保護受給世帯の子どもの生活世界をより明らかにしていく必要があると考える。

また本研究は対象者の主観的な視点による領域密着理論からの考察を実施したため、回想の精度が比較的高いと考えられる中学期以降の支援に分析が偏った結果となった。そのため、幼少期や学齢期の生活保護受給世帯の子どもに対する生活保護ケースワーカーのソーシャルワーク実践についても、さらなる検証が必要と考える。具体的には、生活保護ケースワーカーのソーシャルワーク実践では世帯単位として家族システムで捉えることが求められることを踏まえると、対象者の主観

的な視点による生活世界の解明を試みた本研究の手法とは異なる参与観察や事例記録分析といった客観的アプローチ、あるいは養育者を含めた家族システムへの視点を取り入れた研究が求められると考える。

加えて、本研究では生活保護制度が内包する課題や近年の生活保護行政での子どもへの支援の拡大の影響は検証できておらず、さらに生活保護ケースワーカーが置かれている構造的な課題も言及できていない。加えて生活保護受給世帯の子どもに関わる支援者は生活保護ケースワーカーだけにとどまらず、生活保護部署内に配置された子どもに特化して支援する専門員や、子ども家庭総合支援拠点、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、社会福祉法人・NPOなどの民間団体などが多様に存在する。これらの多様な支援者が連携しながら生活保護受給世帯の子どもへのソーシャルワーク実践を展開していくことが求められるが、本研究では生活保護ケースワーカーのソーシャルワーク実践のみに焦点化している。この点は、今後生活保護ケースワーカーや生活保護受給世帯の子どもに関わる多様な支援者の視点に関する研究を実施しながら、より多面的に生活保護ケースワーカーの生活保護受給の子どもへのソーシャルワーク実践を検証していくことが求められると考える。

付記

本研究はJSPS 科研費（課題番号23K12645）の助成を受けたものである。

注

1) 該当した9件の内訳は、スクールソーシャルワークに関するもの(3件)、子ども家庭支援専門職の役割(1件)、子どもの貧困に対するソーシャルワークの役割(1件)、生活保護を受給する母子世帯及び外国籍母子世帯への支援(3件)、英国での取り組み紹介(1件)であった。これらの既存文献は、生活保護ケースワーカー以外の支援者による実践、あるいは保護者(主に母親)への支援に主眼を置いたものが大半であり、生活保護ケースワーカーが子ども自身に対して行う直接的なソーシャルワーク実践に焦点化した研究は

見られていない。

参考文献

- 阿部彩 (2012) 『『豊かさ』と『貧しさ』: 相対的貧困と子ども』『発達心理学研究』23-4, 362-374.
- 榮留里見 (2018) 「子どもソーシャルワークにおける反抑圧実践理論の意義と可能性に関する研究」『福祉社会科学』11, 1-14.
- 船水浩行 (2023) 「所得サービスと福祉サービスの分離を図る生活保護制度の見直しに向けた考察 (1)」『駒澤社会学研究』61, 79-93.
- Glaser, Barney G. (1978) *Theoretical sensitivity*, Mill Valley, CA: Sociology Press.
- 林明子 (2016) 『生活保護世帯の子どものライフストーリー 貧困の世代的再生産』勁草書房
- 岩間伸之 (1996) 「ソーシャルワークにおける媒介実践論研究: 『媒介・過程モデル』の素描」『社会福祉学』37-2, 66-83.
- 久保美紀 (2014) 「ソーシャルワークにおける当事者主体論の検討ー援助されるということへの問い」『ソーシャルワーク研究』40-1, 25-33.
- 小西祐馬 (2003) 「生活保護世帯の子どもの生活と意識」『教育福祉研究』9, 9-22.
- 厚生労働省 (2018) 『生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業 報告書』
- 厚生労働省 (2022) 「資料1 子どもの貧困への対応について」『社会保障審議会生活困窮自立支援及び生活保護部会 (第22回)』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/000974950.pdf>, 2025. 12. 1)
- 厚生労働省社会・援護局保護課 (2024) 「令和6年度社会・援護局関係主管課長会議資料4」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001438335.pdf>, 2025. 12. 1)
- 松村智史 (2020) 『子どもの貧困対策としての学習支援によるケアとレジリエンス 理論・政策・実証分析から』明石書店
- 三宅雄大 (2021) 『『縮減』される「就学機会」 生活保護制度と大学等就学』生活書院
- 元田宏樹 (2020) 「生活保護と社会手当に見る子どもの貧困」南野奈津子・結城康博編著『地域で支える子どもの貧困』ぎょうせい, 48-74.
- 森田明美 (2018) 「つながりを求めてー当事者主体の暮らしを実現するための福祉に必要なことー」東洋大学福祉社会開発センター編『つながり, 支え合う福祉社会の仕組みづくり』中央法規, 1-12.
- 長澤敦士 (2021) 『『子ども』にのっての生活保護という経験ー生活保護受給世帯で育ったある若年女性の生活史調査からー』『人間・環境学』30, 31-45.
- 長友祐三 (2017) 「生活保護ワーカーの実践環境ーより良い生活保護ソーシャルワークの実践に向けてー」岡部卓・長友祐三・池谷秀登編著『生活保護ソーシャルワークはいま より良い実践を目指して』ミネルヴァ書房, 50-74.
- 佐藤豊道 (2009) 「人間・環境: 時間・空間の交互作用 [1]」『ソーシャルワーク研究』35-1, 45-50.
- 志村健一 (2008) 「グラウンデッド・セオリーーアクション・リサーチの理論と実際 No.2」『ソーシャルワーク研究』34(2), 51-55.
- 志村健一 (2025) 『クラシック・グラウンデッド・セオリーーアクションのための研究方法』新曜社
- 新保祐光 (2014) 『退院支援のソーシャルワーカー当事者支援システムにおける「状況的価値」の形成ー』相川書房
- 高木仁根 (2021) 「福祉事務所ワーカーの専門性とは何かー現場から社会福祉主事のあり方を再考するー」『社会福祉学』62-2, 1-15.
- 高城大 (2020) 「生活保護ソーシャルワークにおける『援助関係』の意味と今日的意義と実践的課題」『人間福祉学会誌』19-2, 93-99.
- 山口道昭 (2025) 『『多様性行政』における政治志向と行政志向ー生活保護世帯における子供の就学を中心に』『貧困行政とヘイトスピーチ』公職研, 74-101.
- 横浜市 (2022) 「第2期 横浜市子どもの貧困対策に関する計画」 (https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/plan/kodomoplan2016-2021.files/0151_20220420.pdf, 2025. 12. 1)
- 吉住隆弘 (2019) 「学校教員から子どもの貧困はどう見えているのか (その1)」吉住隆弘・川口洋誉・鈴木晶子編著『子どもの貧困と地域の連携・協働 〈学校とのつながり〉から考える支援』明石書店, 86-98.

An Examination of Social Work Practice by Public Assistance Caseworkers for Children of Public Assistance Recipient Households:

A Study of the Lifeworld of These Children Using Classic Grounded Theory

KUBOTA Jun

(NIHON UNIVERSITY, College of Humanities and Sciences)

Keywords: Public Assistance Caseworkers, Children of Public Assistance Recipient Households, Lifeworld, Classic Grounded Theory, Social Work Practice

This study employed the classic grounded theory method to conceptualize the lifeworld of children in households receiving public assistance. By relating the identified lifeworld to prior research on children of public assistance households and public assistance caseworkers, the study examined how social work practice by caseworkers for these children could be improved.

Analysis revealed the lifeworld of these children as characterized by “transforming from a passive environment to an environment

where one takes initiative.” Based upon this domain-specific theory, the study examined how to improved social work practices by caseworkers towards children of welfare recipient households by caseworkers. It highlighted the need to build a “helping relationship” grounded in “anti-oppression practice theory” between welfare case workers and these children, as well as the importance of support informed by “mediation practice theory” aimed at fostering the children’s own “connections.”

